



様式第2号(第5条関係)

美馬市指令第 64 号  
平成30年12月17日

### 一般廃棄物再生利用業指定証

香川県観音寺市大野原町福田原241番地1  
株式会社 パブリック  
代表取締役 三野 輝男 様

美馬市長 藤田 元治



平成30年12月3日付けで申請のあった一般廃棄物再生利用業については、美馬市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第5条の規定により、次のとおり指定したことを証する。

事業範囲	事業の種類	再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類	①事業所から排出される生ごみ、動植物性残渣 ②事業所から排出される紙、木、繊維 ③国・県の管理地から発生する草木等 ④事業所から排出されるビン、缶、ペットボトル等
再生活用の目的		堆肥化及び燃料、堆肥副資材として利用する。 分別した有価物を販売する。
再生活用により得られる有用物の利用方法		①発酵乾燥させ、堆肥原料として利用する。 ②選別又は固形燃料化を行い、リサイクル又は燃料として利用する。 ③破碎し、燃料又は堆肥副資材として利用する。 ④分別した有価物を販売する。
廃棄物の処理場の所在地		裏面のとおり
指定期間		平成31年 2月 1日から 平成33年 1月31日まで
指定条件		